

IV ドイツ

【期 間】2012年2月27日（月）～29日（水）

【訪問先機関】

- 連邦労働社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales)
- ラインラント地方連合 (Landschaftsverband Rheinland (LVR))
- ヴァイサーリング協会 (白い輪) 連邦本部 (Weißer Ring e. V.) ²¹⁴

【実施者】

同志社大学大学院司法研究科奥村正雄教授, 中央大学法科大学院小木曾綾教授, 専修大学法科大学院滝沢誠准教授, 内閣府職員により実施。

1. 理念

- 警察や国家の構成要素たる住民を含め, 国家には犯罪を防止しなければならない義務があり, 犯罪被害者補償制度はそれを防止できなかったことに対する不履行という側面がある。そのため犯罪被害者に対して国家が保障すべきことが法定されている。
- 1949年にドイツ連邦共和国が成立した際に死刑が廃止されており, 犯罪被害者補償は死刑廃止とまったく関係ない。また, 刑法とも直接は関係がない。
- ドイツにおいて, 1976年に「犯罪被害者補償法²¹⁵」(以下, OEG法)が成立した際, 30万人ほど戦争犠牲者が存在し, 州における管理事務も行政負担がかかっていた中で, 1977年に「戦争犠牲者への支給に関する法律²¹⁶」(以下, BVG法)を準用する形で犯罪被害者行政を始動させた。
- 2012年現在, 戦争被害者は25万人になっており, 当然これに要するコストや給付額も減っている。年数が経つに連れて, 戦争被害者に関する法の準用ではなく, 犯罪被害者固有の法制度として再編成すべきではないかということを現在省内部で検討している。

2. 財源

- 税による一般財源
- 連邦及び州の負担

²¹⁴ 「第2章 犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等の概要」参照。

²¹⁵ Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten (Opferentschädigungsgesetz – OEG) vom 11. Mai 1976, BGBl. I, S. 1181.

²¹⁶ Gesetz über die Versorgung der Opfer des Kriegs (Bundesversorgungsgesetz –BVG) vom 22. Januar 1982, BGBl. I, S. 21.

3. 支給対象

(1) 不支給事由・減額事由

- 例えば、被害者が加害者を挑発して行われた犯罪である場合には却下される。また、被害者がテログループやギャングと関係している場合も却下される。
- 被害者補償の裁定は州の援護庁が行い、不服申立ても援護庁に対して行う。さらに、社会裁判所、高等社会裁判所へ上訴することができる。
- 申請は書面で行い、暴力犯罪の被害を受け、それにより健康被害及び経済的被害を受けたことが証明される必要がある(OEG 法 1 条 1 項・10 項)。援護庁において被害が暴力行為によるものか検証する。検察庁にデータ照会したり、証人から聴取したりするが、証人の場合は被害者からも聴取する。
- 犯罪行為の存在は証明されなければならないが、犯人の検挙や有罪判決の確定までは要しない。
- 被害者には、原則として警察に届出を出す義務(OEG 法 2 条 2 項)がある。
 - ・ 他方、被害者が未成年である場合や性犯罪被害者である場合(特に家族内の場合)において警察に届け出たがらないというのは共通。実務上、届け出ないことについて被害者に合理的理由が認められる場合、警察による犯罪認知がなくとも補償が行われることがある。
- 被害者補償としての年金のうち、調整年金及び職業損害調整の支給条件として、犯罪被害者にはリハビリテーションを受け、受けた障害をできるだけ小さく、維持することが義務化されている。また、リハビリテーションが終了した或いはもはや成功する見込みがない場合にのみ、調整年金及び職業損害調整支給が支払可能となる。

(2) 被害者・加害者に一定の親族関係がある場合の不支給事由

- 1976 年に OEG 法が成立した際は、家族内に犯人がいる場合の補償は認められなかったが、現在は改正され、犯人が家族であっても給付対象とされている。
 - ・ 夫が妻を殺し、子どもが孤児年金の請求をすべき場合であって、父親が子への扶養権を失わない場合に金銭が父親に支給されてしまうという問題がある。以前はそのような場合には補償しなかったが、給付対象となって以降、孤児年金は特別な口座に入れ、父親が手をつけることができないようにしている。

(3) 国外犯

- 2009 年に OEG 法の適用範囲が拡大される以前は、ドイツ政府には、国内における犯罪抑止義務は認められるものの、海外において犯罪を防止する義務は無いのではないかとし、暴力行為がドイツ国内で行われた場合のみ補償対象とされていた。
- 外国においてドイツ人への犯罪が多く発生するようになり、チュニジアに属するジャルバ島でのテロ事件被害に遭ったドイツ人に犯罪被害者としての補償請求権がなかったことが問題となり、新規定により、ドイツ人及びドイツに居住する外国人を対象とした犯罪が海外で行われた場合も補償対象とされた。

(4) 遡及効の有無

- 適用される。対象となる犯罪行為はドイツ連邦共和国成立（1949 年 5 月 23 日）以降のものであれば足りる
- 立法者の判断により申請権の消滅時効はない。
- 過去に遡及した場合も、支援は最新の規定によるものが適用される。
- 発生から長期間経過した犯罪行為について申請されることもあるが、その証明は難しい（犯罪被害者が立証しなければならないが、LVR も支援する）。

4. 支給額算定方法

(1) 年金の形式での被害者補償

- OEG 法は、被害者への補償として支払われる年金を以下 3 つに区分する。
 - (ア) 基礎年金 (Grundrente) : OEG 法第 31 条に基づき、以前の収入と関係なく一定額で支払われる。
 - (イ) 調整年金 (Ausgleichsrente) : 金銭的に困窮すること及び稼得能力低下割合が 50%以上であることが条件である。
 - ・ 調稼得能力低下割合に比例した年金額が定められている。それに現在の収入状態（現に困窮している者が得ている賃金、所有財産、利息収入、賃貸収入等各種収入）を加味する。
 - ・ 犯罪被害者の税引き前収入が 1500 ユーロ以上ある者に対して調整年金は支払われない。
 - (ウ) 職業損失補償 (Berufsschadeausgleich) : 障害がなければ得られたであろう逸失利益を補填するものである。具体的には、暴力行為によって以前の仕事ができなくなったり、以前と同等の働きができなくなったりした場合の調整である。

- ・ 被害者の資格等と照らし合わせた職業グループと収入の基準がある。これに照らし合わせて、犯罪被害後の収入を算出し、職業調整の額が決定される。

(エ) これらの年金額は BVG 法に規定されているが、毎年改定されている

²¹⁷。

○ 年金の申請手続きについて

- ・ 犯罪被害者が警察か白い輪に連絡を取り、これらの機関が被害者の申請提出に向けてのアドバイスを行う。
- ・ 警察は、犯罪被害者に給付申請を行うことができることを教示しなければならない旨が行政機関の義務として法定されているが、警察を通さなければならないわけではなく、医療側から情報がもたらされることもある。
- ・ 犯罪被害者補償の手続きのために必要なのは、誰かが身体上の攻撃（PTSD などの精神的な危害も含まれる。）を受けたということであり、これが要件となる。この攻撃は証明できるものでなければならない。

○ 稼得能力の喪失の程度等の判断について

- ・ 医師が稼得能力の低下割合といった犯罪被害者の状態を測定して％で評価しており、これが年金額等の給付の内容に影響する。
- ・ OEG 法は BVG 法による補償制度を準用しているが、その沿革から身体的な傷害度合に基づく評価が中心であったところ、近年は精神的な傷害に対する評価がより求められるに至っており、順次改正することで対処している。
- ・ LVR(ケルン)には、7 人の医師がおり、外部医師の協力も得ている。

○ 認定手続

- ・ 暴力行為があったかどうかを審査し、その後医師による診断が行われる。
- ・ その後決定通知を書面により行うが、そこには暴力行為がどのようなものであったか、健康上どのような制限・障害を受けたかについて、LVR が所見として確定した事項を記載する。
- ・ これを度合（％）として評価し、これに基づく年金額を算定した上で、その結果を通知している。

²¹⁷ Siebzente Verordnung zur Anpassung des Bemessungsbetrages und von Geldleistungen nach dem Bundesversorgungsgesetz (Siebzente KOV-Anpassungsverordnung 2011 – 17. KOV-AnpV2011), BR-Drucks. 262/11.

- ・ 年金の対象となるのは、稼得能力の低下割合が30%以上の場合であり、例えば犯罪行為により鼻が折れただけといった場合には対象外となる。
- ・ 年金による被害者補償の対象となるのは、全補償申請数のうち約10%程度である。
- 元の所得と稼得能力、支払われる年金額、支給期間との関係について
 - ・ 支払期間は被害者が生存している限り死亡までである。
 - ・ 時間の経過とともに稼得能力が低くなっていくことが考えられるが、その場合には、その減少割合に沿って判断する。医師が診断の上、鑑定書を作成するが、稼得能力が悪くなると記載した場合、症状悪化の申請（根拠規定：社会法典第10編第48条）をすることになる。
 - ・ 稼得能力の減少度合いが現在50%と判断されるところ、事後的に70%になる可能性がある場合には、先に50%支払い、事後に再度判断するという方法がとられる。稼得能力減少度合いが後に悪化した場合には、ドイツの犯罪被害者補償制度は確実に対処できる。
 - ・ 給料がその後減った場合も、稼得能力減少の枠組みで判断される。
- 年金制度のデメリットとしては、月々確実に金銭を受給できるので、犯罪被害者が自身の健康状態を改善しようとしにくいことである。
- 併給調整
 - ・ 他の給付制度との併給調整はない。犯罪被害者補償制度が他の給付制度から独立している理由は、戦争による犠牲者の補償に端を発して発展してきているためである。ただし、業務中に犯罪被害を負った場合に支払われる災害保険給付（Unfallversicherung）は、併給調整されることがある。
 - ・ 本来担当すべきでない行政機関が何らかの理由により費用を負担した場合に、事後的に本来担当すべき行政機関から費用を負担した行政機関に支払うなどの調整がなされることはある。

(2) 年金以外の被害者補償

- 個々の被害者への支援に係る給付（治療費、治療に用いられる医療品、装具、義歯、眼鏡などの費用、リハビリテーション費用、心理カウンセリング費用等）として、包帯類の支給、自宅に住めなくなった人に対する施設への入居費用、住宅改築費用の支援、介護の実施等がある。これらの支援に係る給付費は、犯罪被害者補償全体の約30%で、増加傾向にある。
- 治療費について
 - ・ 軽傷の場合、稼得能力の低下割合が30%未満の場合は医療保険のみとなる。

- ・ 公的医療保険では全額まかなわれない場合（例えば、歯が欠けた場合の歯科治療等）、LVR がその差額を補填している。
 - ・ 病院での治療費については、事後的に費用負担者を関係機関間で協議する。
- 心理カウンセリングの公費負担について
- ・ 心理カウンセリングの公費負担に関して、精神的トラウマについては5回診察（特殊な事情が認められればさらに10回、合計15回）を受けて良いことになっている。費用は州が支払うが、財源は連邦及び州が分担している。この受診回数を超えると医療保険からの支払いになる。
 - ・ 犯罪被害者の80%は、15回受診すればPTSDの症状が残るということはない。15回の受診により治癒しない20%の者は、ほとんどが性犯罪被害者である。
 - ・ 公的医療保険では、肉体的な傷害についてはすぐに対応し得るが、PTSD等精神的なものについては精神療養士が不足しているため、LVRが特定の病院と契約しこれら指定病院で1週間以内に受診させるという形で関与して、早期受診を可能とする仕組みをとっている。
 - ・ 指定病院で受診した場合、5回（又は15回まで）の費用はLVRが支払い、加害者に求償する。指定病院以外で受診した場合は、LVRからの費用負担はない。指定病院以外で心理カウンセリングを受診した場合、全て公的医療保険の対象となり、まず医療保険が費用を支払い、その上で犯人に求償することとなる。
 - ・ OEG法に基づきLVRが負担すべき費用を医療保険が既に支払っている場合には、LVRから医療保険側に支払う。
 - ・ 現在、このような心理カウンセリングに係る支援の方式をとっているのは、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ニーダー・ザクセン州及びバイエルン州の3つである。現在、連邦政府においてこのシステムを法律化しようとする内部検討が行われている。
- ドイツにおいては精神療養士が非常に少なく、犯罪被害者が治療までに長い時間待たなければならないことがあることから、精神的ケアに係る支援体制の充実及び体制が整うまでの間、犯罪被害者を優先的に治療するよう交渉を当局が精神科医側と行わなければならないのが課題である。

5. 支給状況

(1) 支給時期・期間

- 基礎年金は申請に応じて支給されるが、調整年金及び職業損害調整はリハビリテーション終了をもって支払い対象となる。
- ラインラント地方連合での2010年における補償申請から基礎年金支給までの平均期間は、（申請を受けたLVRが書面審査し、医師の診断・見解をとり、支払決定通知をするまで）平均9か月である。
- 調整年金及び職業損失補償は、個々のケースにより異なる（リハビリテーション終了まで数年かかる。）。
- 改善すべき点としては、現在、犯罪被害者が当局に申請してから給付までに何か月もかかっていることから、迅速に支援することが改善点である。
- 被害者において、より迅速にリハビリテーションに行ってもらい、健康状態を迅速に回復してもらうことが重要である。

(2) 犯罪被害者補償のための最近の給付総額

- 別表「OEG法に基づく連邦援護法による給付額」参照
- 2010年における給付総額は約21,600万ユーロ（約224億6,400万円²¹⁸）
 - ・ うち、連邦政府は約4,200万ユーロ（約43億6,800万円）、州（16州全体）は約17,400万ユーロ（約180億9,600万円）の費用負担
 - ・ 年金給付のため、負担額は毎年約1,000万～約2,000万ユーロ（約10億4,000万円から約20億8,000万円）の増加
 - ・ この増加は国家の義務的経費とする

6. 求償

- 犯罪被害者がOEG法に基づき国から補償を受けることにより、犯人に対する損害賠償請求権が犯罪被害者から国に譲渡される（求償権行使は州当局）。
- 実際は、犯人に資力がない場合がほとんどであり、ある州において犯人への取り立てを担当する職員2人の給料総額の方が、実際に取り立てられた額より高かったというほど経済的には非効率である。公平の原理から、犯人から取り立てなければならないものの、行政コスト面からは費用対効果が非常に薄い。
- OEG法がカバーしない損害補填については（例えば、慰謝料）、補償の実施にかかわらず、民事訴訟を提起ことができる。
- ごくまれに犯人に資力があり、州が金銭を回収できた場合、州は連邦に一部払い戻す制度もある。

²¹⁸ 平成23年12月7日現在の1ユーロ=104円のレートで換算している。以下、同じ。

- 実効的に求償するための方策については、存在しない。
- 家族内での犯罪被害等、警察へ被害届を出していない場合、加害者は刑法上の責任が問われていないにもかかわらず、OEG 法上の求償請求を受けることとなる。この場合、被害者が被害を他人に話していたことを知らなかった加害者が、被害者に対してさらに危害を加えることも多い。

7. 損害賠償金（刑事裁判及び民事裁判によるもの）の立替払い制度、損害賠償の履行を加害者に強制もしくは、その履行を担保する制度ないし方策）

- 犯人が支払うべき損害賠償に係る国家の立替払い制度はない。

8. その他

- OEG 法による支払事務は州の専管であり、どのような体制で行うかについては、州が決めるものである。
- 州によっては、戦争被害・犯罪被害の補償については独自の行政管理を敷いているところもあれば、ノルトライン・ヴェストファーレン州のように障害者福祉等他の行政業務と併せて多様な事務の一環としてしているところもある。一般に、犯罪被害者補償のみを担当する職員はほとんどいない。
- 被害者補償制度のさらなる拡充（ストーカー、住居侵入、パワーハラスメント等の OEG 法の対象犯罪への盛込み等）を目指す立法気運がある（白い環は拡充を求めている）。連邦政府は今のドイツの犯罪被害者補償制度は相当なものと考えており、このことから常に議論になっているところである。

第3章 現地調査結果

Ⅳ ドイツ

別表 OEG 法に基づく連邦援護法による給付額（給付単位：ユーロ）

年	連邦	バーデン・ ヴェルテンベルク	バイエルン	ベルリン	ブランデン ブルグ	ブレーメン	ハンブルク	ヘッセン	メクレンブルク・ フォアポンメルン
1976	0	0	0	0	0	0	511	0	0
1977	56,792	28,735	23,130	8,714	0	1,462	16,873	8,079	0
1978	359,891	218,782	182,684	96,712	0	10,107	128,334	81,745	0
1979	622,533	230,593	259,154	282,442	0	18,252	156,967	158,414	0
1980	976,425	266,873	476,030	316,761	0	9,794	202,583	222,760	0
1981	1,499,162	463,930	1,222,806	430,115	0	21,713	365,500	247,986	0
1982	2,133,487	543,431	853,812	642,280	0	53,750	500,873	423,867	0
1983	2,119,972	618,887	774,194	462,902	0	117,452	682,146	408,756	0
1984	2,235,807	724,560	827,347	621,096	0	238,934	707,794	564,284	0
1985	2,979,680	880,836	1,130,112	838,054	0	155,042	849,520	606,886	0
1986	3,504,843	1,088,866	1,491,906	825,572	0	147,736	791,296	742,154	0
1987	3,822,600	1,375,036	1,762,883	1,004,179	0	177,076	879,598	955,855	0
1988	4,389,812	1,463,534	1,700,931	946,723	0	132,628	1,184,737	1,354,342	0
1989	5,098,899	1,570,059	1,797,013	1,087,760	0	296,509	1,169,116	1,368,513	0
1990	5,582,817	1,954,057	1,822,624	1,076,846	0	173,857	1,164,239	1,409,077	0
1991	6,033,898	1,868,278	2,318,748	1,313,533	0	219,520	1,378,515	1,772,562	0
1992	7,075,322	1,938,562	2,980,596	1,603,144	2,715	284,235	1,660,153	1,983,738	57,696
1993	7,870,690	2,321,166	3,839,337	1,731,831	153,620	336,346	1,783,626	2,645,719	114,049
1994	8,708,242	3,319,904	3,772,093	2,240,400	412,683	260,099	1,993,561	2,391,880	230,274
1995	10,326,925	3,771,470	4,811,945	3,501,469	478,218	266,398	1,616,636	3,184,996	464,286
1996	11,770,186	4,221,891	5,238,517	3,745,780	1,016,453	415,966	2,145,321	3,456,748	609,145
1997	16,050,980	5,223,392	6,767,239	3,519,665	2,051,553	565,962	2,127,689	3,027,780	1,567,319
1998	17,155,834	7,127,544	9,895,309	5,921,862	3,544,404	982,986	3,755,385	4,783,005	2,995,068
1999	20,301,382	8,189,298	8,101,112	5,903,147	5,096,469	1,197,268	3,934,865	5,612,750	2,270,131
2000	16,287,158	7,487,710	9,025,272	5,683,159	3,824,479	998,761	4,248,638	5,559,568	1,824,763
2001	17,058,001	7,360,768	9,334,017	5,642,777	3,500,204	882,871	3,734,476	5,529,502	1,777,626
2002	25,217,533	7,542,490	9,600,574	5,827,393	3,501,453	909,617	3,810,549	5,164,600	2,090,531
2003	27,214,516	9,059,772	11,559,043	6,523,767	3,488,896	1,128,881	4,157,671	6,051,544	2,189,964
2004	30,192,695	10,236,154	11,600,688	6,942,991	4,154,823	1,315,084	3,029,062	6,411,610	1,741,221
2005	31,807,234	10,789,220	12,504,850	7,356,473	4,950,628	1,376,570	3,414,013	7,721,475	2,030,559
2006	31,522,393	11,235,762	14,458,385	9,258,024	5,285,544	1,499,627	3,432,005	10,213,980	2,340,789
2007	32,242,817	11,777,915	16,659,555	9,810,662	5,540,383	1,681,805	3,357,991	10,626,401	2,957,322
2008	34,089,569	12,589,591	15,728,072	10,974,966	5,890,076	1,678,466	3,166,264	11,782,232	2,888,425
2009	35,941,235	14,693,678	17,212,483	11,375,284	6,565,286	2,170,598	4,597,399	10,318,518	3,320,671
2010	42,102,152	15,243,585	21,876,543	11,470,588	6,310,344	2,165,014	3,879,330	11,587,157	3,414,266
合計	464,351,480	167,426,329	211,609,002	128,987,072	65,768,231	21,890,385	70,023,233	128,378,481	34,884,107

第3章 現地調査結果

Ⅳ ドイツ

ニーダー ザクセン	ノルトライン・ ヴェストファーレン	ラインラント・ プファルツ	ザールラント	ザクセン	ザクセン・ アンハルト	シュレースヴィヒ ・ホルシュタイン	テューリンゲン	合計
0	0	540	0	0	0	0	0	1,051
631	9,795	12,819	169	0	0	57,548	0	224,747
72,422	188,973	39,114	2,959	0	0	119,028	0	1,500,751
116,561	614,270	106,739	56,275	0	0	115,351	0	2,737,551
276,141	813,133	163,136	37,577	0	0	145,452	0	3,906,665
616,349	1,104,588	313,217	48,347	0	0	224,668	0	6,558,380
422,852	2,223,734	486,390	121,159	0	0	271,034	0	8,676,668
490,444	2,811,185	578,015	100,048	0	0	211,125	0	9,375,125
782,731	2,678,054	601,508	167,581	0	0	259,572	0	10,409,269
792,314	3,826,231	689,968	306,154	0	0	203,828	0	13,258,625
969,205	3,912,206	751,897	237,780	0	0	369,319	0	14,832,781
995,760	4,379,436	856,149	180,620	0	0	323,358	0	16,712,550
1,384,201	5,046,141	983,491	203,803	0	0	611,817	0	19,402,160
1,291,358	5,571,551	1,079,905	188,445	0	0	581,028	0	21,100,155
1,358,193	5,175,495	1,294,164	237,000	0	0	477,391	0	21,725,757
1,657,209	6,675,179	1,230,579	329,525	3,190	0	472,898	0	25,273,635
2,656,953	7,111,666	1,623,815	277,797	49,973	4,447	1,047,780	44,687	30,403,278
3,669,036	7,414,212	2,450,807	401,832	128,865	37,123	838,702	115,921	35,852,881
4,047,303	8,909,854	1,964,355	476,014	481,663	139,112	829,813	142,632	40,319,880
4,320,679	10,807,173	2,573,975	631,494	784,293	605,532	1,018,886	358,844	49,523,220
5,626,059	12,115,872	2,509,442	557,857	1,006,130	672,891	1,164,254	597,199	56,869,710
5,280,366	12,480,559	2,534,220	472,472	1,063,300	1,559,038	852,566	745,895	65,889,995
8,916,841	19,887,659	3,286,056	1,120,117	2,817,095	2,384,226	1,752,402	990,413	97,316,207
8,984,199	23,968,911	3,353,081	951,437	3,156,104	2,171,582	2,113,169	1,388,741	106,693,647
9,214,210	20,698,982	3,563,223	814,372	2,470,969	2,552,573	1,920,975	1,287,787	97,462,598
9,868,882	23,129,121	3,721,484	775,429	2,786,700	2,630,138	1,761,500	1,474,290	100,967,786
10,555,889	24,039,555	4,104,514	701,239	2,949,300	2,988,007	1,895,545	1,454,863	112,353,652
12,336,520	28,296,385	5,346,974	840,700	2,828,200	3,521,641	2,287,102	1,768,568	128,600,144
13,919,622	28,747,882	4,985,999	872,453	3,399,000	3,899,278	2,423,662	2,184,942	136,057,166
15,538,704	35,387,332	5,653,303	1,125,746	4,251,500	4,355,366	3,154,815	2,623,092	154,040,880
17,041,867	44,696,801	5,770,200	1,111,147	4,284,500	4,573,543	3,437,465	3,149,623	173,311,655
17,039,437	41,699,247	6,123,593	1,112,143	4,751,400	4,368,271	3,347,365	3,610,618	176,706,925
17,827,464	40,159,592	6,753,063	1,160,334	4,468,600	4,715,869	4,269,157	3,523,208	181,664,946
19,242,221	46,391,366	6,375,628	1,488,156	4,749,200	4,723,100	4,087,737	3,732,440	196,985,000
23,298,037	46,818,913	7,974,683	1,807,404	5,213,600	4,210,669	4,565,897	4,302,325	216,240,507
220,610,658	527,791,053	89,856,047	18,915,586	51,643,583	50,112,405	47,212,209	33,496,089	2,332,955,949